

第2回地方共同の金融機構のあり方検討会の概要

日時 平成20年11月11日（火） 13時～15時10分
場所 総務省8階特別会議室
出席者 神野会長、池ノ内委員、木内委員、佐藤委員、伊藤特別委員（代理出席）、岡村特別委員（代理出席）、荒木特別委員（代理出席）、井手特別委員、小西特別委員、林特別委員、堀場特別委員
佐々木公営企業課長、黒田地方債課長、鈴木公営企業課理事官、坂越地方債課課長補佐
（行政改革推進本部事務局）
青木次長、浅野参事官、豊国参事官
（財務省）
桑原理財局次長、飯塚財政投融资総括課長、白川計画官、片山政策金融課長
（地方公営企業等金融機構）
渡邊理事長、御園理事、山内経営企画部長、山野企画課長

1 行政改革推進本部事務局（政策金融改革）

（資料に沿って説明後、質疑応答）

（○質問・意見 ●回答）

- 今は、金融が大きく変わる歴史の潮目の転換期。サルコジ、メルケル等欧州も国家の介入が金融に必要との主張。これまでの「官から民へ」という流れであった政策金融改革について、今後の方針如何。
- 政策金融改革による新体制がこの10月1日から発足しており、新体制は金融危機対応も踏まえた設計もされているので、新制度がどのように機能するかを現在は注視している状況。
- 地方公営企業等金融機構は地方の全額出資であり、政策金融と位置付けられないと思うが、この点どう考えるか。
- 「行政改革の重要方針」で、公営企業金融公庫の分野は、地方公共団体の共同債券発行機能であり、撤退すると整理された。国は出資・保証を行わず、ヒト、モノ、カネの関与をなくしたという意味では、もはや政策金融のスキームではないと言える。
- GDP比で貸付残高を半減するという数値目標の合理的な根拠如何。

- 国際比較で日本の政策金融のシェアが高いので、半減という目標が出された。一方、改革により半減目標が達成された今後の貸付残高については、経済状況も踏まえる必要があり、数値目標の設定は適切でないと考えている。
- 資料 p 4に「公営企業金融公庫分野 地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく、撤退する」とあるが、今の機構の仕組みはまさに、スウェーデンのコミューン・インベストと同様、地方共同で行うご指摘どおりの仕組みとなっていると思うが、その理解でよいか。
- 共同債券発行機能の仕組みは閣議決定の文言のとおりと考えている。
- 資料 p 5の「財政力の弱い地方公共団体の資金調達に係るセーフティネットを構築」（行革本部決定）の「財政力の弱い」とは文字通り財政力が弱いという意味か、財政規模が小さいためロットが小さくなり、公募債を発行できない等により資金調達能力が弱いという意味か、どちらか。
- 本来資金調達できる地方公共団体に必要な資金が供給されるという意味であり、償還確実性のない事業に資金を供給するという趣旨ではない。
- p 7の「長期かつ低利」の「低利」とは、民間は10年超の資金供給が困難で高利となるが、公的分野は低利でそのような長期資金を提供するという意味か。それとも、税金を入れることで低利を実現するという意味か。
- 低利とは、自ら調達するより有利という意味。
- p 8について、政府がくびきを外すからあとは自由にやれと言っておきながら、機構法30条で勝手に事業を拡大するなと口を挟むのは矛盾しているのではないか。
- 政策金融改革の当時、主務省の総務大臣が機構は地方団体の民間資金調達を補完するものとして事業を限定したところであり、今後も民間調達を政府は推進していくという説明をしている。
- p 9、p 10にモラルハザードの記述があるが、市場から資金を調達している機構では、不適切な貸付をやると調達金利が上昇してしまうため、市場規律が働き、モラルハザードはおこらないのではないか。
- 市場規律がしっかり機能していればそのとおりだが、実際は、マーケッ

トは国からの距離の近さとかを重視し、実力どおりの客観評価にならない懸念があるという議論である。

- 貸し手と借り手が一体化しているので、ガバナンスが効かないのではないかという問題意識である。

2 財務省（財政投融资改革）

（資料に沿って説明後、質疑応答）

（○質問・意見 ●回答）

- 金融状況が大転換となる中、財投改革や政策金融の趣旨も大きく変わろうとしているのではないか。財投改革の展望如何。
- 財投改革の結果、財投は市場で資金調達を行い、同じ金利で財投機関に貸付けるといった枠組みができたのであり、このような金融情勢の下でも、現在の財投の枠組みの必要性は変わることはないものとする。また、現下の金融情勢の下、新公庫のセーフティネット貸付等が急増しており、財投としても、これらの資金需要に対応して、追加を行うこととしている。
- 地方向け財投は公営企業債への比重が高い。しかし、公営企業は元来、自己調達により市場になじむ分野のはず。こういう分野こそ政府資金は不要であり、そうでない分野にもっと重点が置かれるべきではないのか。地方公営企業等金融機構は自治体が互助で融通し合う機関であり、本来、民間同様一般会計貸付も可能とされるべきもの。政府資金も一般会計と公営企業会計の両方の貸付が可能であり、共同機関の場合のみ何故不可能なのか理解しがたい。しかも、より市場になじむ公営企業のみ原則貸付可能としていることは更におかしい。
- 公営会計事業は地域住民に密着した事業であり、政策的重要性が高いため、長期・低利の財融資金を提供している。地方共同の新機構の一般会計事業に対する貸付については、調達金利が高くなるのではないかと、機構の業務等が法律で縮減と書いてあることとの関係をどう考えるのか等の疑問点は思い浮かぶが、私どもがコメントすることは必ずしも適切ではないと思う。
- 国債は調達が最低利なので、それで財投をやるのが一番いいと思う。
- ただ問題は、財投は今後更にスリム化されるのか、特に、臨財債は21年以降増加が予想されるが、財投資金は投資効果のある分野に重点化する

るとなると、臨財債に充当することはおかしいと言われぬか懸念される。臨財債のように本当に地方が必要としている部分に今後も提供できるのか。

- 今日の不安定な金融情勢の中、財投機関債は発行の延期等が発生しているが、国の信用を背景とした国債（財投債）にはむしろ資金が向かっており、順調に調達できていると理解している。
- 臨財債についてはいろいろな意見がある。財投はインフラ整備を後押しするものという立場から、臨財債に使うのはどうかという議論もある一方、今のような金融情勢も踏まえ、より自治体に対するセーフティネットとして財投が機能すべきという議論もある。これまでやってきたことは今後も必要に応じやっていく。

○地方向け財投のWTは償還確実性の確保ならば貸し手として当然と思う。ただ、健全化法で償還確実性が担保されていることを補完する範囲を超えると、借り手イジメになる懸念がある。

- 貸し手の立場であるので償還確実性の確保は大きな使命ではあるが、借り手イジメという批判を受けないため、我々も重箱の隅をつつくようなことはしないように注意していきたい。

○戦前より機構の本構想が議論された際、一貫した財務省からの反論は、財投で面倒を見るから不要というものであった。しかし、現在、財投改革以降、比率はさておき、絶対額が圧倒的に減少してきていることが現実の姿である。そうすると、今までの財務省の理屈から考えて、面倒見切れなくなったので、共同でやるべきと主張するのがむしろ自然なのではないか。

○世界の諸制度を見ても、国債で低利調達し、地方に流すという仕組みはメジャーではない。やはり、できる限り地方で調達し、足りない部分を中央が補完するという補完性の原理が一般的な仕組みである。逆に、国の監督をどんどん強めていくというのは、全く世界の動きから逆行しているのではないか。

- 財投改革によりスリム化を行う中で、できるだけ地方へ重点配分してきたところであるが、このことについて、地方公共団体がどう考えられるのかについては、私どもとしてコメントする立場にはないと思う。

- 地方向け公的融資をどのような仕組みにより行うべきかは政策論であるので、いろいろな考え方があると思うが、国の信用力を元に資金調達を行い最も長期・低利の資金を地方に配分することは、公的目的にかな

っていると考えている。また、不必要なことにまで口ばしを挟むのは本意ではないが、貸し手責任を果たすため一定のチェックは必要と考えている。

○今まで散々機構構想に反対してきて、今回コメントする立場にないというのは理解できない。

●今回の議論は、地方共同の機関として、つまり国のバックアップを前提としてしないということなので、これまでの政策金融機関としての公営企業金融公庫の時代の議論とは異なり、コメントする立場にないということ。

○行革推進法38条2項の「財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第7条第1項（機構）の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減する」とは、財政融資資金は機構の貸付けを補完するという意味で規定されているのでないか。両資金共に減らしていくのは矛盾しているのではないか。

●「状況を見極めつつ段階的に縮減する」という条文は、文言どおり解釈すべきであり、補完という意味であるとは考えていない。

3 地方公営企業等金融機構（資金調達の状況等）

（資料に沿って説明後、質疑応答）

（○質問・意見 ●回答）

○機構法30条では政令で定める事業は縮減と規定されており、一般会計貸付けを新たに行うことは必ずしも排除されてないのではないか。

●行革の流れで機構ができた。事業の範囲と量の縮減が法令に書いてあり、仮に本機構の貸付けを拡大するのであれば、法令とはフィットしていないため、現行法令のまま拡大することは矛盾すると思われる。

○現行機構は財務基盤概ね3.4兆円があるから高格付けの維持が可能であり、貸付け規模を増やせば、財務基盤の拡充等も低コストでの調達を維持するためには必要となる。財政融資資金を機構資金で完全代替することはロットの的にも不可能か。

●ご指摘のとおり資金調達が最大のポイントと考えている。質の側面から、マーケットから如何に高い信認を得、低利調達するか、量の側面は、時間軸も必要で、ある程度の時間で移行する視点も必要。マーケットの信

認のためには、財務基盤、例えば自治体の保証のような広い意味での公的信用補完の仕組みも考えられる。

- 機構は基本的に10年で資金調達し、28年で貸すビジネスモデルであるため、ALMを目一杯やっても金利リスクは負う。このため、貸付規模を大きくするならば、それに見合ったリスクへの備えも必要となる。今後、これらを可能とするための制度設計を考えることが重要。